

施行日前後における建築確認・ 省エネ適判の申請・審査状況について

- 改正法の施行に際し、確認申請・エネ適判申請の窓口における混雑・混乱を低減するため、①改正事項の周知徹底、②施行日前後を通じた建築士個別サポート体制の確保等の取組を実施してきたところ。（R6.7.1付国住指第157号等）
- 上記①②の取組効果の把握及び確認申請等の窓口における混雑・混乱の早期把握のため、特定行政庁・指定確認検査機関及び所管行政庁・登録省エネ適判機関における審査状況を一定期間、密に把握することとする。

調査項目：原則として事務所等单位（とりまとめ報告も可）

<建築確認>

（１）報告者の基本情報

- ・ 特定行政庁又は指定確認検査機関の名称
- ・ 確認業務を行う事務所等の名称
- ・ 確認業務を行う事務所等が存する都道府県

（２）建築確認申請に係る審査状況

- ・ 確認申請の受付件数
- ・ 確認済証又は適合しない旨の通知書の交付件数
※ 令和7年3月1日以降に受け付けた案件に係る件数のみ報告。

<省エネ適判>

（１）報告者の基本情報

- ・ 所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称
- ・ 省エネ適判を行う事務所等の名称
- ・ 省エネ適判を行う事務所等が存する都道府県

（２）省エネ適判に係る審査状況

- ・ 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付件数
- ・ 適合判定通知書又は適合しない旨の通知書の交付件数
※ 令和7年3月1日以降に受け付けた案件に係る件数のみ報告。
- ・ 本受付前の件数（概数で可）
- ・ 事前審査も含めた新規の省エネ適判に係る審査着手状況
※ 1週間以内に着手可能／1週間以内に着手できない可能性あり／1週間以内に着手困難 の3段階から選択
※ おおよそ事前相談→事前審査→本受付→交付の流れで進む場合の事前審査を含む。なお、事前審査を行わず本受付後に審査する建築物については、本受付後の審査を念頭に回答。

調査期間

- ・ 令和7年3月1日（土）分から6月30日（月）分まで
- ・ 月2回報告

集計対象期間	報告日
毎月1日～15日	当月16日
毎月16日～月末日	翌月1日

- ※ 改正法の施行状況等を踏まえ、調査期間等を変更する場合がある。
- ※ 報告日が休業日の場合には、翌営業日に回答。
- ※ 事前相談対応中の件数は、集計対象期間の最終日時点の状況により回答。

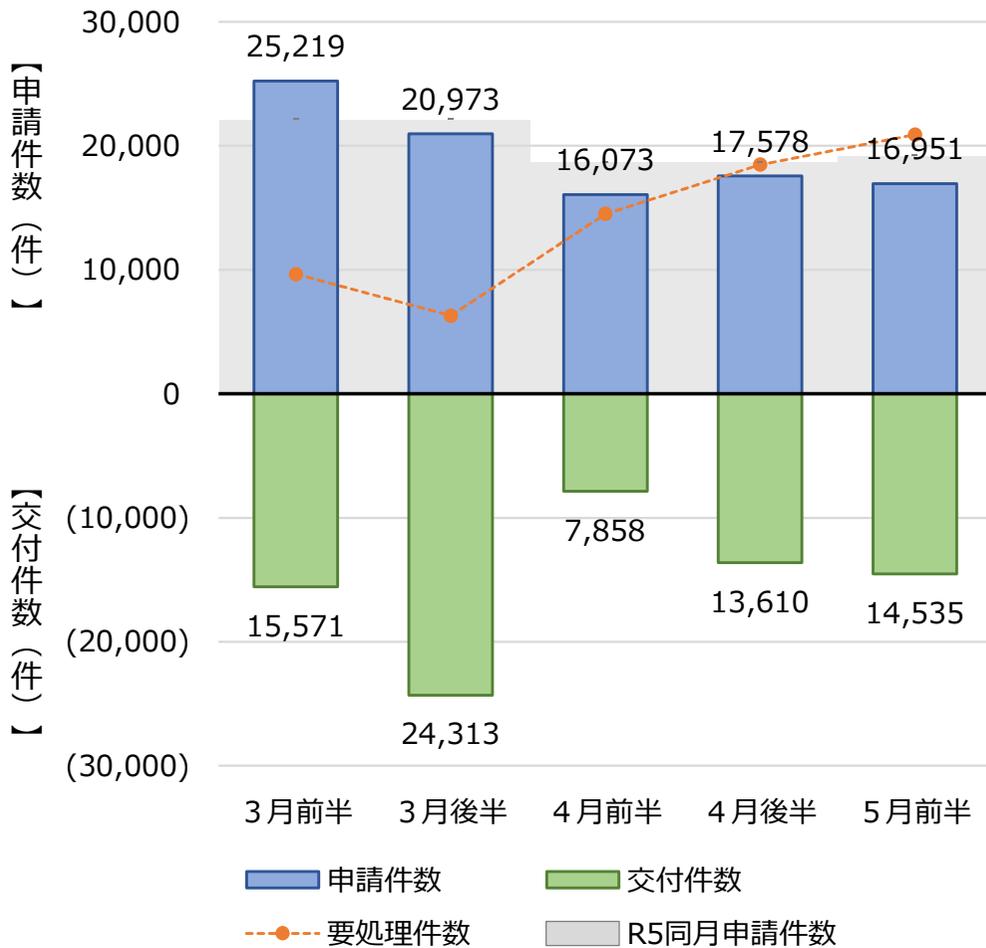
調査方法等

- ・ 調査は原則としてMicrosoft Formsを用いて行う予定。
- ・ 調査結果は、全都道府県に共有するほか、集計後、対外的に公開する場合がある。

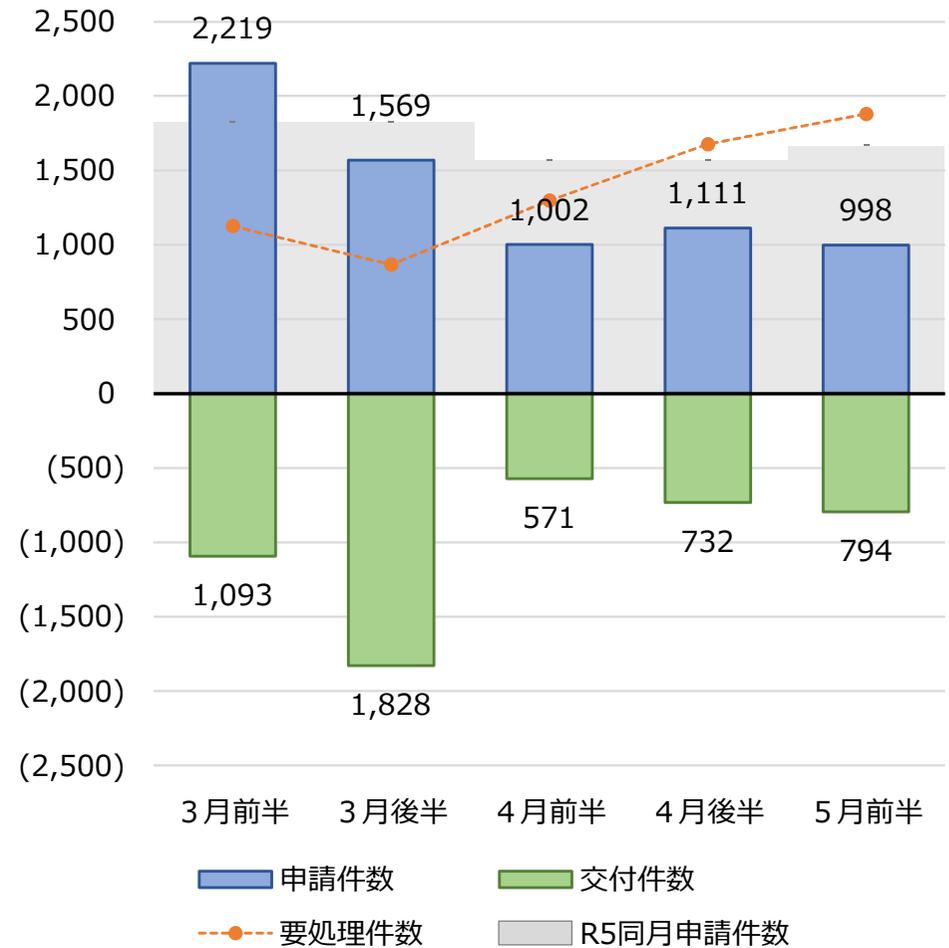
【建築確認】申請件数・交付件数(推計)の推移(全国計)

- 申請件数は、4月前半以降横ばい。特定行政庁への申請は少ない傾向。
- 5月前半の交付件数は4月後半から横ばいだが、直近3回連続で申請件数に対して少なくなっており、4月以降、審査機関の要処理件数が増加傾向。

■全国計 (特定行政庁・指定確認検査機関計)



■全国計 (うち特定行政庁)



※1 申請・交付件数はいずれも3月以降に受付を行った案件を集計した上で、**回答率で割り戻して推計**

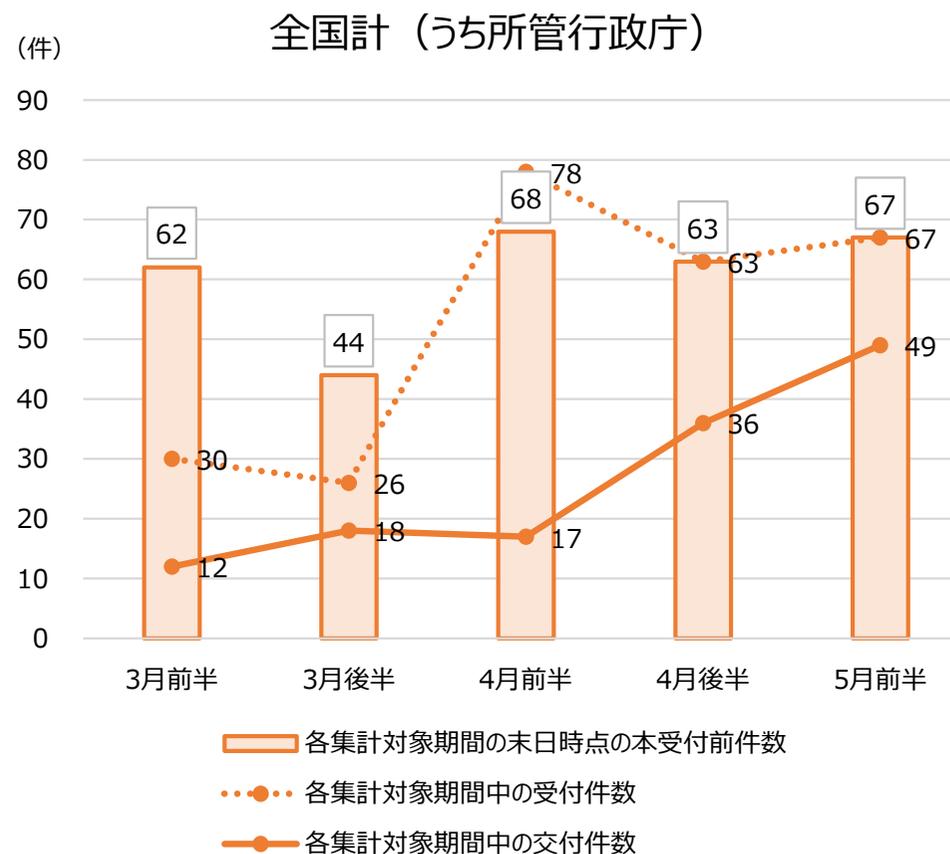
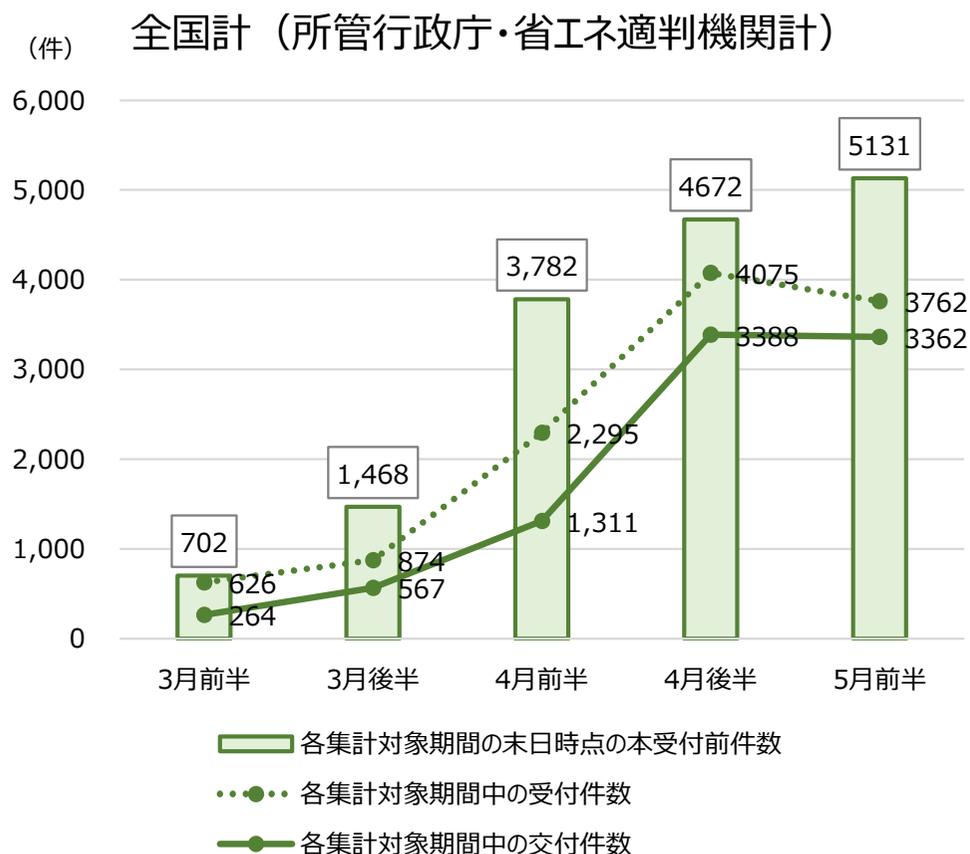
回答率	3月前半	3月後半	4月前半	4月後半	5月前半
特定行政庁	83%	84%	80%	81%	76%
指定確認検査機関	79%	79%	82%	83%	82%

※2 「要処理件数」は3月以降に受付を行った案件のうち、確認済証等が交付されていないものの件数。申請件数の累計から交付件数の累計を差し引いて算出。

※3 各集計期間に対応するR5年同月申請件数は、R5年同月の実件数に1/2を乗じて算出。

【省エネ適判】受付件数・交付件数の推移(全国計)

- 受付件数は4月後半をピークに減少し、交付件数は4月後半から横ばいとなっている。
- 本受付前の件数は特に省エネ適判機関において増加しているが、4月後半までと比べて増加率は鈍化している。
- 所管行政庁においては交付件数が4月以降増加し、受付件数に対する処理率は上昇している傾向。受付・交付件数ともに、全体に占める割合は1~2%にとどまる。



回答率	3月前半	3月後半	4月前半	4月後半	5月前半
所管行政庁	79%	80%	72%	80%	70%
省エネ適判機関	77%	78%	75%	88%	91%